

【新旧対照表】

《 セブンカード・プラス規約・規定集 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

| セブンカード・プラス会員規約 | | |
|--|---|--------------------------------|
| 現行 | 改定後 | 備考 |
| <p>第21条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、次の方式により、ショッピング利用代金の支払区分としてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定することができます。なお、会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金、その他当社が指定するものについては、次の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> | <p>第21条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、次の方式により、ショッピング利用代金の支払区分としてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定することができます。なお、会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、<u>一部の電子マネーの入金</u>一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金、その他当社が指定するものについては、次の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> | <p>【改定】</p> <p>サービス改定に伴い修正</p> |
| | | |

| セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約 | | |
|---|--|------------------------------|
| 現行 | 改定後 | 備考 |
| <p>第2条 ポイントサービスの提供</p> <p>2. 前項にかかわらず、加盟店のうち株式会社イトーヨーカ堂およびその関連会社が運営するイトーヨーカドー、株式会社ヨークが運営する店舗（以下、これらの当社所定の加盟店を「特定加盟店」といいます。）においては、カードを提示して現金での支払い等クレジット決済以外の当社所定の支払方法を利用したときにも nanaco ポイントが加算されます。</p> | <p>第2条 ポイントサービスの提供</p> <p>2. 前項にかかわらず、加盟店のうち株式会社イトーヨーカ堂およびその関連会社が運営するイトーヨーカドー、株式会社ヨークが運営する店舗（以下、これらの当社所定の加盟店を「特定加盟店」といいます。）においては、カードを提示して現金での支払い等クレジット決済以外の当社所定の支払方法を利用したときにも nanaco ポイントが加算されます。</p> | <p>【改定】</p> <p>実態に合わせるため</p> |
| | | |